

益田市告示第64号

益田市IT企業拠点開設トライアル事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

益田市長 山本浩章

益田市IT企業拠点開設トライアル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内へのIT企業の誘致促進に向け、本格的な拠点開設につなげることを目的として、市外のIT企業が試行的に実施する事業活動等に係る経費に対し、予算の範囲内で益田市IT企業拠点開設トライアル事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、益田市補助金等交付規則(平成9年益田市規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる企業(以下「補助対象企業」という。)は、市内に新たに拠点を開設する市外の企業で、次の各号のいずれかに該当する業種の事業を市内で行なおうとするものとする。

- (1) ソフトウェア業
- (2) インターネット附随サービス業
- (3) シェアードサービス業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する場合は、補助対象企業としない。

- (1) 既に本補助金の交付を受けた企業である場合
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である場合
- (3) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である場合
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている場合

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の区分、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率、補助限度額及び補助対象期間は、別表のとおりとする。ただし、補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

2 補助金の額に千円未満の端数生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助対象企業の指定等)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象企業は、補助対象事業を実施する前に市長の指定を受けなければならない。

2 前項の規定による指定を受けようとする補助対象企業(以下「指定申請企業」という。)は、益田市IT企業拠点開設トライアル補助金指定申請書(様式第1号。以下「指定申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。この場合において、市長が認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 直近決算期分の貸借対照表及び損益計算書
- (3) 開設する事業所の図面及び補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該指定申請書の内容を審査し、指定の可否を決定するとともに、益田市IT企業拠点開設トライアル補助金指定審査結果通知書(様式第2号)により、当該決定の内容を指定申請企業に通知するものとする。

4 第1項の指定の期間は、操業開始予定日から2年以内とする。

(計画の変更)

第5条 前条第1項の規定による指定を受けた補助対象企業(以下「トライアル企業」という。)は、指定申請書に記載した内容の変更をしようとする場合は、申請内容変更承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な内容の変更については、この限りでない。

(届出等)

第6条 トライアル企業は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、当該各号に定める書類により市長に届け出なければならない。

- (1) 操業を開始した場合 操業開始届(様式第4号)
- (2) 操業を休止し、又は廃止した場合 操業休止(廃止)届(様式第5号)

2 トライアル企業は、市長から事業の実施状況その他必要な事項について報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。

(指定の取消し)

第7条 市長は、トライアル企業が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項の規定による届出をしなかったとき。
- (2) 前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がトライアル企業として適当でないと認めるとき。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするトライアル企業は、補助対象期間の末日から1月以内に、益田市IT企業拠点開設トライアル補助金交付申請書兼請求書(様式第6号)に経費の支払を証する書類の写しを添付して、市長に申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請ができるのは、市内で操業を

開始した日から6月を経過した後とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、市長が認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を益田市IT企業拠点開設トライアル補助金交付決定等通知書(様式第7号)により当該トライアル企業に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付の決定に際し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、トライアル企業が第7条の規定により指定を取り消された場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助金が既に交付されているときは、当該取消しに係る部分について、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
(3) 補助金を他の目的に使用したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに市内において操業を開始したトライアル企業に対する補助金については、第6条から第10条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表(第3条関係)

| 補助金の内容 | 補助対象経費 | 補助率等 | 補助限度額 | 補助対象期間 | 備考 |
|-----------|--------|--------------|-------|----------------------|--|
| お試し拠点開設支援 | 事業所の家賃 | 補助対象経費の1/3以内 | 30万円 | 操業を開始した日以後1年を経過する日まで | 対象となる家賃は、事業所の賃借料及び共益費とし、1月当たり坪1万円を上限とする。 |
| | 備品購入費 | | | | パソコン、プリンター、備品類等の購入費 |

| | | | | |
|--------|---|--------------|------|--|
| | 業務に利用する高速回線通信費 | | | インターネット利用料 |
| | 業務に利用する航空運賃 (航空法(昭和27年法律第231号)に規定する航空運送事業を営む者が定める運賃) | | | 萩・石見空港発着便を対象とする。 |
| 生活拠点支援 | 従業員等が居住する住居の賃借料及び共益費 | 補助対象経費の1/3以内 | 20万円 | 補助対象企業が住居の家賃の1/3以上を支払っていること、又は従業員に対して、住居の家賃の1/3以上に相当する住居手当を支給していることを要件とする。 |